

## 第4編 参考資料編

## 第4編 参考資料編

## 第4編 参考資料編

第4編 参考資料編	- 4- 1 -
第1章 関係基準等	- 4- 1 -
第1節 「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用 及び改良土の再利用に関する当面の措置について」	- 4- 1 -
第2節 「山形県公共測量作業規程」	- 4-15 -
第2章 提出書類一覧	- 4-16 -

## 第4編 参考資料編

## 第4編 参考資料編

### 第1章 関係基準等

#### 第1節 「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」

第3編第2章第4節「路盤工調査」関係

12 - 11

平成12年4月18日

山形県 森林整備事業担当部長 殿

指 導 部 長

セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び  
改良土の再利用に関する当面の措置について

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土から、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、当面、林野庁所管の森林整備事業の施工に当たっては以下のとおり取り扱うこととしたので留意されたい。

なお、セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう。

#### 記

- 1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、現地土壌と使用予定の固化剤による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じること。
- 2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。

13林整計第57号  
平成13年5月16日

山形県 森林整備事業担当部長 殿

計 画 課 長

「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出  
試験実施要領(案)」の一部改正について

「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当  
面の措置について」の運用について(平成12年 4月18日付け12-12計画課長通知)」  
1に定める「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領  
(案)」を別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、参考とされたい。

## セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)

### 1. 適用範囲

本試験要領は、セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロムの溶出試験に適用するものとし、対象工法は表-1のとおりとする。ここで、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加剤を加えたものを含める。

### 2. 試験の種類及び方法

本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。

#### 2-1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験

本試験では原地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。

##### (1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験(以下、「試験方法1」という)

環境庁告示46号の溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した2mm以下の土壌を用いて6時間連続振とうした後に、六価クロム溶出量を測定する方法である<sup>#1)</sup>。この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。

##### (2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験(以下、「試験方法2」という)

改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

##### (3) 施工後に実施するタンクリーチング試験(以下、「試験方法3」という)

タンクリーチング試験は、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である(添付資料2を参照)。この試験は、改良土量が $5,000\text{m}^3$ <sup>#2)</sup>程度以上または改良体本数が500本程度以上の改良工事のみを対象に、上記(2)で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

##### (4) 試験方法2及び3の実施を要しない場合

試験方法1で六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、試験方法2及び3を実施することを要しない。ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は、試験方法1の結果にかかわらず、試験方法2及び3を実施するものとする。

注1) 環境庁告示46号溶出試験

(添付資料1)のとおり、平成3年8月23日付け環境庁告示46号に記載された規格で行う。

注2) 施工単位が $\text{m}^2$ となっている場合は $\text{m}^3$ への換算を行う。

#### 2-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験

本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。

- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合
- 2) 過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

(1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法4」という）

この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壤環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発生者（以下、「供給する者」という）が実施し、利用者（以下、「施工する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発生者から試験結果の提示を受けなければならない。環境庁告示46号溶出試験の方法は2-1(1)に同じ。

(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法5」という）  
2-1(2)に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法6」という）  
2-1(3)に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

### 3. 供試体作成方法及び試験の個数

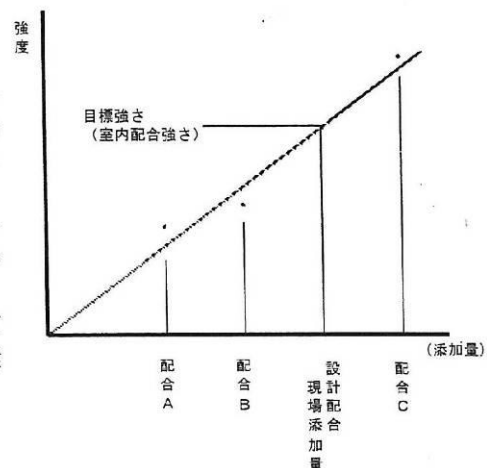
工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。

#### 3-1 セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合

(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（「試験方法1」に対して）

室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体から、400～500g程度の試料を確保する。

配合設計における室内配合試験では、深度方向の各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに、添加量と強度との関係が得られるが、実際には右図のように、室内配合試験を行った添加量（配合A、B、C）と、現場添加量（目標強さに対応した添加量）とが一致しない場合が多い。そのため、室内配合試験のなかから、現場添加量に最も近い添加量の供試体（配合C）を選び、各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに供試体（材齢7日を基本とする）を1検体ずつ環境庁告示46号溶出試験に供する。



(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（「試験方法2」に対して）

現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理に用いた、もしくは同時に採取した試料（材齢28日を基本とする）から、400～500g程度の試料を確保する。なお、試料の個数は、以下のように工法に応じたものを選択する。

<試験個数1> 表層安定処理工法、路床工、上層・下層路盤工、改良土盛土工など

- 1) 改良土量が5,000m<sup>3</sup>以上の工事の場合  
改良土1,000m<sup>3</sup>に1回程度（1検体程度）とする。
- 2) 改良土量が1,000m<sup>3</sup>以上5,000m<sup>3</sup>未満の工事の場合  
1工事当たり3回程度（合計3検体程度）



- 3) 改良土量が 1,000m<sup>3</sup> に満たない工事の場合  
1 工事当たり 1 回程度 (合計 1 検体程度)

<試験個数 2> 深層混合処理工法、薬液注入工法、地中連続壁土留工など

- 1) 改良体が 500 本未満の工事の場合  
ボーリング本数 (3 本) × 上中下 3 深度 (計 3 検体) = 合計 9 検体程度とする。
- 2) 改良体が 500 本以上の工事の場合  
ボーリング本数 (3 本 + 改良体が 500 本以上につき 250 本増えるごとに 1 本) × 上中下 3 深度 (計 3 検体) = 合計検体数を目安とする。

(3) タンクリーチング試験 (「試験方法 3」に対して)

改良土量が 5,000m<sup>3</sup> 程度以上または改良体本数が 500 本程度以上の規模の工事においては、施工後の現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理の際の各サンプリング地点において、できるだけ乱れの少ない十分な量の試料 (500g 程度) を確保し、乾燥させないよう暗所で保管する。タンクリーチング試験は、保管した試料のうち「試験方法 2」で溶出量が最大値を示した箇所の 1 試料で実施する。

3-2 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合

- (1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示 46 号溶出試験 (「試験方法 4」に対して)

- 1) 建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合

室内配合試験による配合設計を行う場合は 3-1 (1) に同じ。ただし、配合設計を行わない場合においては、製造時の品質管理もしくは供給時における品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m<sup>3</sup> 程度に 1 検体の割合で環境庁告示 46 号溶出試験を行う。

- 2) 過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

利用者に提示する品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000m<sup>3</sup> 程度に 1 検体の割合で環境庁告示 46 号溶出試験を行う。

- (2) 施工後に実施する環境庁告示 46 号溶出試験 (「試験方法 5」に対して)

3-1 (2) に同じ。ただし、「試験方法 2」を「試験方法 5」と読み替える。

- (3) タンクリーチング試験 (「試験方法 6」に対して)

3-1 (3) に同じ。ただし、「試験方法 3」を「試験方法 6」と読み替える。

4. 六価クロム溶出試験等の積算の考え方について

六価クロム溶出試験費及びタンクリーチング試験費等については、共通仮設費の技術管理費等に「六価クロム溶出試験費」として、別途見積により積み上げ計上するものとする。

5. 特記仕様書記載例

特記仕様書の記載については、添付資料 3 の記載例を参考にする。

表-1 溶出試験対象工法

工種	種別	細別	工法概要
地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 スラリー攪拌	<深層混合処理工法> 地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な改良地盤を形成する工法
		薬液注入	地盤中に薬液（セメント系）を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法
	表層安定処理工	安定処理	<表層混合処理工法> セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法
	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法> 現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法
仮設工	地中連続壁工(柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする
<p>&lt;備考&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。</li> <li>本試験要領では、石灰パイル工法、薬液注入工法（水ガラス系・高分子系）、凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。</li> </ol>			

## 土壌の汚染に係る環境基準について（抜粋） （平成3年8月23日環境庁告示第46号）

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告・21

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における既定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあつては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

### 別 表

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
備 考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		

### 付 表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。
  - (1) 採取した土壌の取扱い
 

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。
  - (2) 資料の作成
 

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。
  - (3) 試料液の調整
 

試料（単位g）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの）（単位ml）とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。
  - (4) 溶出
 

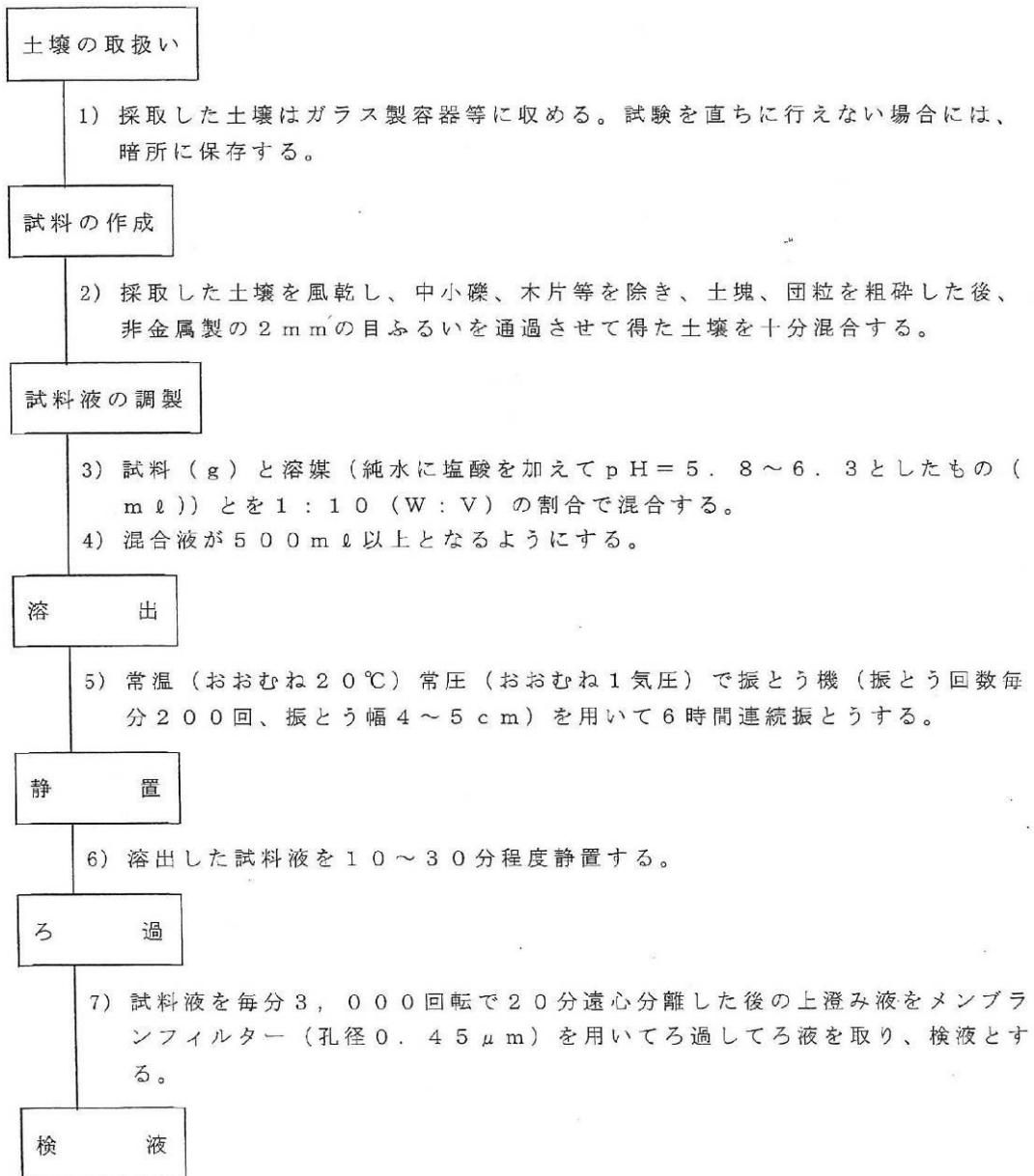
調製した試料液を常温（おおむね20℃）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して振とうする。
  - (5) 検液の作成
    - (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を的確に計り取って、これを検液とする。

## 分析方法と留意点

本指針で示した汚染土壌に係る分析方法の概要とその留意点は、次のとおりである。

### (1) 土壌中重金属等の溶出量分析方法（土壌環境基準、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に掲げる方法）

#### ① 検液の作成（溶出方法）



② 定量方法

ア カドミウム、鉛、六価クロム

(7) フレーム原子吸光法 (JIS K0102の55.2、54.2、65.2.2)

六価クロム

① 試料の適量を採り、0.1~1 mol/l  
の硝酸溶液とする  
(注) 懸濁物を含む場合はろ過する

クロム(Ⅲ)が含まれる場合

(鉛、カドミウムの記述につき省略)

② 500ml以下の試料を採り、硫酸ア  
ンモニウム鉄(Ⅲ)溶液 1ml、ア  
ンモニア溶液を加え、微アルカリ  
性で煮沸する。ろ過し、温硝酸ア  
ンモニウム溶液で洗浄する。ろ液  
と洗液を合わせ、硝酸を用いて0.1  
~0.5mol/lの硝酸溶液とする

試料の一定量をフレーム  
中に噴霧する

測定物質の波長 (カドミウム (228.8nm)、鉛 (283.3nm)、  
六価クロム (357.9nm)) の指示値を測定する

試料と同量の水を用いて空試験を行い、試料の指示値を  
補正する

検量線から分析対象物質の量を求める

(カ) ICP発光分析法 (JIS K0102の55.4、54.4、65.2.4)

六価クロム

①試料の適量を探り、0.1~1 mol/lの硝酸溶液とする  
(注)懸濁物を含む場合はろ過する

クロム(Ⅲ)が含まれる場合

(鉛、カドミウムの記述につき省略)

②500ml以下の試料を探り、硫酸アンモニウム鉄(Ⅲ)溶液1ml、アンモニア溶液を加え、微アルカリ性で煮沸する。ろ過し、温硝酸アンモニウム溶液で洗浄する。ろ液と洗液を合わせ、硝酸を用いて0.1~0.5 mol/lの硝酸溶液とする

試料をプラズマトーチ中に噴霧する

分析対象物質の波長(カドミウム(214.438nm)、鉛(220.351nm)、六価クロム(206.149nm))の発光強度を測定する

試料と同量の水を用いて空試験を行い、試料の指示値を補正する

検量線から分析対象物質の量を求める

※ジフェニルカルバジド吸光度法は、三価クロムを含有する場合の全クロム量の測定には適用できない。

ウ 六価クロム

ジフェニルカルバジド吸光度法 (JIS K0102の65.2.1)

鉄等の除去

- 1) 検液40mlまでを分液ロート(100ml)にとり、採取した検液20mlにつき硫酸(1+1)5mlを加え、これに過マンガン酸カリウム溶液を滴加し、わずかに着色させる。
- 2) クベロン(5%)5ml、クロロホルム10mlを加えて30秒間振り混ぜ、静置後、水層をビーカーに移す。

検液採取

- 3) 水層の適量(Cr(VI)として0.002~0.05mgを含む)をA、B2個のビーカーにとり、水酸化ナトリウム溶液(4%)で中和する。

ビーカーA

- 4) メスフラスコA(50ml)に移し、硫酸(1+9)3mlを

ビーカーB

- 4) メスフラスコA(50ml)に移し、硫酸(1+9)3ml及びエタノール(95%)を少量加え、煮沸し、Cr(VI)をCr(III)に還元する。放冷後、メスフラスコB(50ml)に移す。

反応

- 5) メスフラスコA及びBを約15℃に保ち、それぞれにジフェニルカルバジド溶液(1%)1mlずつを加え、直ちに振り混ぜ、水を加えて50mlの定容とし、5分間放置する。

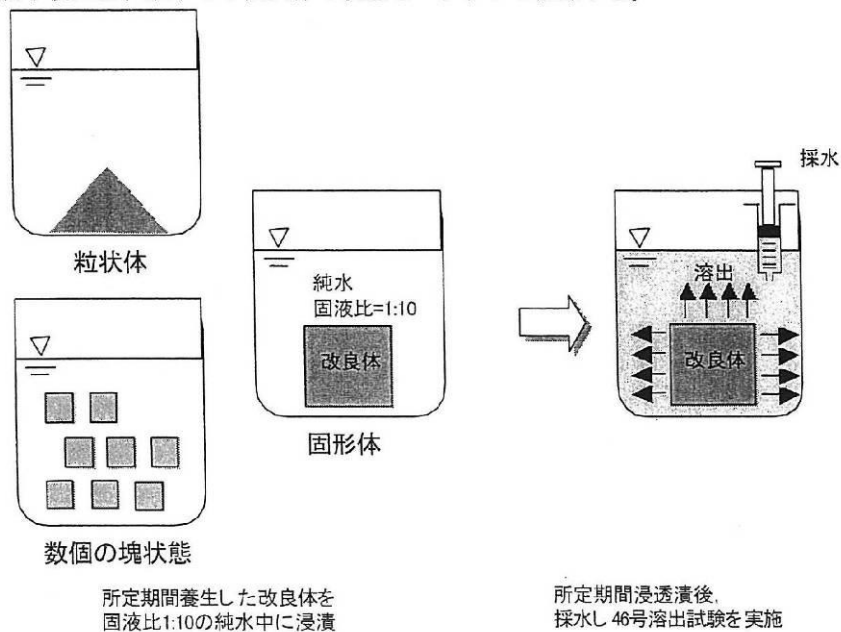
吸光度測定

- 6) メスフラスコAの溶液の一部を吸収セルに移し、メスフラスコBの溶液を対照液として波長540nm付近の吸光度を測定する。

### タンクリーチング試験について

タンクリーチング試験は下図のように、施工後の品質管理等の際に確保した試料を、塊状のまま溶媒水中に水浸し、水中に溶出する六価クロムの濃度を測定するものである。試験方法及び手順は以下のとおりである。

1. 施工後のサンプリング等で確保していた試料から 400g 程度の供試体を用意する。供試体は環境庁告示 46 号の溶出試験のように、土塊や団粒を 2mm 以下に粗砕せず、できるだけ塊状のものを用いる。その際、
  - 1) 一塊の固形物として確保できる場合は、固形物のまま
  - 2) 数個の塊に分割した状態の場合は、分割した塊の状態のまま
  - 3) 形状の保持が困難な粒状の状態が確保されるものについては、粒状のままを供試体とする。形状寸法は定めない。
2. 溶媒水として純水を使用する。純水の初期の pH は 5.8 ～ 6.3 とする。
3. 非金属製の容器を準備し、採取試料 400g 程度を容器内に置く。その後、所定量の溶媒水（固液比 1:10、試料の乾燥重量の 10 倍体積の溶媒水 = 4L 程度）を充填し、供試体のすべてが水中に没するよう水浸させる。水浸の際にはできるだけ供試体の形状が変化しないよう注意し、水浸直後の供試体の状況をスケッチにより記録する。
4. 容器を密封後、20 °C の恒温室内に静置する。この間、溶媒水の pH 調整は行わない。
5. 水浸 28 日後に溶媒水を採水し、六価クロムの濃度測定を行う。濃度測定は（添付資料 1）に示した J I S K 0 1 0 2 の 6 5, 2 に定める方法とする。採水の際には溶媒水を軽く攪拌した後、濃度測定に必要な分量を採取し、孔径 0.45  $\mu$  m のメンブランフィルターにてろ過する。
6. 試験終了後には、水中での供試体の状態をスケッチし記録する。





## 特記仕様書記載例

### 第〇〇条 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数：

〇〇工 〇〇〇工法 ： 配合設計段階〇〇検体、施工後段階〇〇検体  
××工 ×××工法 ： 配合設計段階××検体、施工後段階××検体

・

・

・

・

(表-1の対象工法を参考に記載する。)

合計 △△検体

タンクリーチング試験対象工種名及び検体数

〇〇工 〇〇〇工法 ： □検体  
××工 ×××工法 ： ◆検体

・

・

合計 ▽▽検体

※1           部今回変更。

※2 試験2～6を見込まない（想定しない）場合は、          部を記載しない。  
(変更特記仕様書に記載)

(参考)

## 1. 六価クロムの土壌環境基準

六価クロムの土壌環境基準は、土壌からの浸透水が地下水を汚染しないという観点で設定されている。すなわち六価クロムが人体に摂取される経路として飲み水に着目し、その直接の水源若しくは河川水等の涵養水源となる地下水の水質を保全するという考えである。この地下水の水質基準を、公共用水域の水質環境基準と同じ様に  $0.05\text{mg/l}$  と定め、土壌環境基準は土壌からの六価クロム溶出濃度が  $0.05\text{mg/l}$  を満たすように設定されたものである。

この公共用水域の水質環境基準 ( $0.05\text{mg/l}$ ) は、我が国の水道水質基準等に基づき、慢性毒性の観点から設定されているものである。

なお、土壌環境基準 ( $0.05\text{mg/l}$ ) に関しては、当該土壌が地下水面から離れており、原状において当該地下水中の六価クロムの濃度が地下水1リットルにつき  $0.05\text{mg}$  を超えていない場合には、検液1リットルにつき  $0.15\text{mg}$  とされている。

## 2. 六価クロムの溶出が少ない固化材

普通のセメントに比べて六価クロムの溶出が少ない固化材としては、高炉セメントや新たに開発されたセメント系固化材がある。

## 第2節 「山形県公共測量作業規程」

### 第3編第4章「測量」関係

#### 山形県公共測量作業規程

山形県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「山形県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第2号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第2章 提出書類一覧

### 提出書類一覧

様式	様式名	作成者	あて先	提出期日	部数	関係条項	
						設計業務等	測量・地質
1	指示書	発注者	受注者	随時	1部	契第2条	契第2条
2	承諾書	発注者	受注者	随時	1部	契第2条	契第2条
3	協議書	発注者	受注者	随時	1部	契第2条	契第2条
		受注者	発注者				
4	報告書	受注者	発注者	随時	1部	契第2条	契第2条
5	提出書	受注者	発注者	随時	1部	契第2条	契第2条
6	業務工程表	受注者	発注者	契約後7日以内	2部	契第3条	契第3条
7	主任技術者変更通知書 または 管理技術者指定通知書	受注者	発注者	契約後遅滞なく	2部	契第9条 共第3107条	契第9条 測共2109条 地共1108条
8	主任技術者変更通知書 または 管理技術者経歴書	本人	発注者	契約後遅滞なく	2部	契第9条 共第3107条	契第9条 測共2109条 地共1108条
9	照査技術者指定通知書	受注者	発注者	契約後遅滞なく	2部	契第10条 共第3108条	
10	照査技術者経歴書	本人	発注者	契約後遅滞なく	2部	契第10条 共第3108条	
11	担当技術者届	受注者	発注者	契約後遅滞なく (配置した場合)	2部	共第3109条	測第2110条 地第1110条
12	担当技術者経歴書	受注者	発注者	契約後遅滞なく (配置した場合)	2部	共第3109条	地第2110条 測第1110条
13	主任技術者変更通知書 または 管理(照査)技術者変更通知書	受注者	発注者	その都度	2部	契第9条 契第10条	契約9条
14	照査報告書	照査技術者	管理技術者	業務完了時	1部	共第3108条	
15	業務打合せ・協議記録書	受注者	発注者	随時	1部	契第2条 共第3111条	契第2条 測共2112条 地共1112条
16	業務計画書	受注者	発注者	契約後15日以内	1部	共第3112条	測共2113条 地共1113条
17	貸与品借用書	受注者	発注者	貸与時	1部	契第15条	契第14条

18	貸与品返還書	受注者	発注者	返還時	1部	共 第3113条	測 共 2114条 地 共 1114条
19	身分証明書交付願	受注者	発注者	必要なとき	1部	共 第3116条	測 共 2117条 地 共 1117条
19-1	身分証明書	受注者	発注者	随時	1部	共 第3116条	測 共 2117条 地 共 1107条
20	業務委託一時中止届	受注者	発注者	随時	2部	契 第19条	契 第18条
21	履行期間延長承認申請書	受注者	発注者	随時	2部	契 第21条	契 第20条
22	部分使用同意書	受注者	発注者	随時	1部	契 第36条	契 第35条
23	完了通知書	受注者	発注者	随時	2部	契 第30条	契 第29条
24	成果品引渡書	受注者	発注者	随時	2部	契 第30条	契 第29条
25	既履行検査請求書	受注者	発注者	部分払の請求に係る既履行部分の完成時	2部	契 第35条の2	契 第34条の2
26	既履行検査通知書	発注者	受注者	既履行検査完了時	2部	契 第35条の2	契 第34条の2
27	事故報告書	受注者	発注者	事故発生時	1部	共 第3132条	測 共 2133条 地 共 1133条

※ 監督（調査）職員指定（変更）通知書は、「山形県委託業務等監督要領」を参照のこと。

※ 検査日通知書、修補指示書等の検査に係る様式は、「山形県委託業務等検査要領」を参照のこと。